

大分大学医学部附属病院の保有する個人情報の取扱いに関する細則

令和3年12月22日制定

令和3年医学部附属病院細則第1-7号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程（平成27年規程第61号。以下「規程」という。）第53条第3項の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定める。

(保護管理者)

第2条 規程第4条に規定する本院における保護管理者（以下「保護管理者」という。）は、本院の保有個人情報、個人データ、仮名加工情報、仮名加工情報に係る削除情報等、個人関連情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の適切な管理を確保する任に当たる。

2 保護管理者は、前項の業務を行うに当たり、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（令和3年1月29日策定）等の医療関連分野ガイドラインを遵守するものとする。

(保護担当者)

第3条 規程第5条に規定する本院の保護担当者（以下「保護担当者」という。）は医療情報部長とする。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、本院における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(診療科等責任者等)

第4条 本院の診療科、診療施設等（以下「診療科等」という。）に、保有個人情報等の管理責任者（以下「診療科等責任者」という。）を置く。

2 診療科等責任者は診療科等の長とし、当該診療科等の職員の保有個人情報等の取扱いについて監督する。

3 診療科等責任者は、保有個人情報等の取扱いに関し疑義が生じた場合は、保護担当者と協議する。

4 診療科等責任者は、当該診療科等に個人情報管理補助者を置くことができる。

5 個人情報管理補助者は、保有個人情報等の保有状況及び適切な取扱いに係る遵守状況を常に把握する。

(委員会)

第5条 本院における保有個人情報等の保護に関する事項を審議するため、大分大学医学部附属病院個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(職員等の責務)

第6条 職員等（保有個人情報等を取り扱う大学院生及び学生を含む。）は、個人情報保護に係る法令、通達及び関係内部規則等に基づき、保有個人情報等の保護の適切な管理及び漏えいの防止に努めなければならない。

2 保有個人情報等の漏えい、紛失等が発生した場合は、直ちに診療科等の長及び保護担当者に報告しなければならない。

(管理状況の報告)

第7条 保護担当者は、保有個人情報等の管理状況について、毎年1回、診療科等責任者に報告を求める。

(保有個人情報の運用)

第8条 本院においては、本院の定める個人情報保護方針に基づき、適切な保有個人情報等の保護を行う。

(医学系研究)

第9条 医学系研究の実施に伴い保有個人情報等を取り扱う場合は、医学系研究に関する指針等及び個人情報保護に係る法令等を遵守しなければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、本院の保有個人情報等の適切な取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年12月22日から施行する。

附 則 (令和5年医学部附属病院細則第1-9号)

この細則は、令和5年7月27日から施行する。